

（加入者の義務違反と送信の停止）

第 21 条 当社は、加入者において次のような義務違反あるいは違法行為があった場合、加入者に催告したうえで放送サービス等の送信を停止あるいは加入者契約を解除することができるものとします。

- （1）利用料金の支払遅延
- （2）加入者宅以外の場所でＳＴＢを接続して放送サービス等の送信を受けた場合
- （3）当社が貸与したＳＴＢ以外の受信端末設備を接続して放送サービス等の送信を受けた場合
- （4）当社が貸与したＳＴＢを分解もしくは、改造を行った場合
- （5）加入者の故意または過失により当社の施設に損害を与えた場合
- （6）著作権法に違反して当社の放送サービスを使用した場合
- （7）加入者が差押えを受け若しくは当社において受けるおそれがあると判断した場合
- （8）その他、加入者契約の維持が困難であると当社が判断した場合

（解約）

第 22 条 加入者は、加入者契約を解約しようとする場合、解約を希望する 10 日以上前に当社にその旨を申し出るものとします。

2 第 2 条第 3 項に定める期間内に加入者契約を解約した場合は当社が定める解約料金を当社に支払うものとします。解約料金の対象となる加入者契約は、持ち家・賃貸にかかわらず外線工事を行った加入者としてします。当社が期間限定で提供する条件（キャンペーン等）でご加入いただいたお客様の場合、その内容にて解約金、違約金が発生する場合がございます。

3 解約の際、平成 13 年 11 月以前に契約したＢタイプ加入者でホームターミナル（ＣＡＴＶアナログチューナー）保証料を当社が預かっている加入者については、税込 10,000 円払戻しをします。

なお、当社は加入者が当社に利用料金等の債務がある場合、その一部または全部を相殺することができます。通信加入金を充当している場合は、その限りではありません。

4 契約成立日から映像等の送信開始日の前日までに解約した加入者は加入促進等により当社から受領した金品がある場合は、すべて当社へ返却することとします。

5 加入者は解約の場合、第 3 条の規定による利用料金を当該解約の日の属する月（ＳＴＢその他当社が貸与している機器の返却または回収月）まで支払うものとします。また、機器設置月に解約をする場合、その月の利用料金は支払うものとします。

6 解約の場合、当社は放送サービス等の送信を停止し、加入者はＳＴＢを当社に返還します。貸与している機器の返還がない場合は、加入者は別表料金表に定める機器損害金の実費を当社に支払うものとします。

7 解約の場合、引き込みケーブルは当社において撤去し、その費用は当社負担とします。

8 解約に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物（アンテナ等）の復旧を要するときは、加入者が自己の費用でその復旧工事を行うこととし、当社はその復旧について一切の責任を負いません。

9 解約の際、利用期間に関わらず解約手数料がかかります。

（解除）

第 23 条 当社は、第 21 条の規定により放送サービスの提供を停止された加入者について、加入者が尚その事実を解消しない場合、加入者契約を解除することがあります。

2 当社は、加入者が第 21 条に該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入者契約を解除することがあります。

3 当社は、加入者の届け出た住所に宛てて通知を発した場合、当該通知が加入者の都合により届かない場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、加入者契約を解除することができるものとします。

4 加入者契約を解除した場合には、第 21 条第 2 項以下の規定に準じて取り扱いいます。

（初期契約解除制度）

第 24 条 当社より映像等の送信開始がされた後に利用開始通知書が加入者へ届いた日より 8 日間（受領日含）以内に書面による契約解除を申し出る事により契約解除を行う事ができます。

2 初期契約解除を適用した場合の利用料金は利用開始日から解除日までを日割り計算で当社に支払うものとします。

3 契約に伴い発生した工事費用については当社の指定する方法にて支払うものとします。

4 法人契約はこの限りではありません。

（加入者個人情報の取扱い）

第 25 条 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号以下「指針」という））に基づくほか、当社が定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページにおいて公表します。

3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

（加入者個人情報の利用目的等）

第 26 条 当社は、第 1 条に定める放送サービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- （1）放送サービス契約の締結
- （2）放送サービス料金の請求
- （3）放送サービスに関する情報の提供
- （4）放送サービスの向上を目的とした視聴者調査
- （5）ＳＴＢの設置及びアフターサービス
- （6）放送サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- （7）放送サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に関する場合に限る）。

2 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。

- （1）本人が書面等により同意した場合
- （2）本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ 第三者への提供の手段又は方法
 - エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
- （3）第 25 条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
- （4）当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時に必要の限度で加入者個人情報を当社工事代理店に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人から連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます）。

4 当社は、第 3 項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

5 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

- （1）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- （2）当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- （3）国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（加入者個人情報の取扱いの委託）

第 27 条 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3 当社は、第一項の委託先との間で、契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

（安全管理措置）

第 28 条 当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理を行います。

（本人による開示の求め）

第 29 条 本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- （1）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- （2）当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- （3）他の法令に違反することとなる場合

3 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

（本人による利用停止等の求め）

第 30 条 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- （1）当社が保有する加入者個人情報の修正、追加又は削除
- （2）加入者個人情報の利用の停止
- （3）加入者個人情報の第三者への提供の停止

2 当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

（本人確認と代理人による求め）

第 31 条 当社は、第 26 条第 5 項、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2 本人は、第 26 条第 5 項、第 29 条 1 項又は第 30 条第 1 項の求めを、代理人によって行うことができます。

（苦情処理）

第 32 条 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適正かつ迅速な処理に努めます。

2 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

第 33 条 当社は、第 26 条第 5 項、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項に基づく求め、第 32 条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

（保存期間）

第 34 条 当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

第 35 条 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

- 2 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
- 3 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第 29 条 2 項各号に該当する場合には、この限りではありません。

（免責事項）

第 36 条 当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

- （1）天災事変、その他当社の責めに帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合。
- （2）当社の責めに帰さない事由、又は受信障害によりサービス内容の全部、又は一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の停止、受信の不能等の症状をいいます）が発生した場合。
- （3）当社の責めに帰さない事由等により機器が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合。
- （4）落雷など当社の責めに帰さない事由等により、当社施設に接続された契約者施設及びテレビ受信機等が損害を被った場合。
- （5）サービスの一部、又は全部を変更若しくは終了する場合。
- （6）当社の提供する端末機及び、これに接続する契約者所有のデジタル録画機器等の利用について、録画再生機能の不具合及び録画物等（蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。）の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。
- （7）当社の提供する端末機（蓄積、記録用媒体等）に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合。
- 2 当社は、サービス利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者、又は第三者の損害、及びサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者、又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとし。
- 3 当社は、サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事にあたって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意、又は重大な過失により生じたものである場合を除き、その損害を賠償しません。

（約款の変更）

第 37 条 当社は本約款を変更することがあります。この場合、加入者は変更後の約款の適用を受けます。

（管轄裁判所）

第 38 条 契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、延岡簡易裁判所、又は宮崎地方裁判所延岡支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

（準拠法）

第 39 条 この契約に関する準拠法は日本国の国内法とします。

（定めなき事項）

第 40 条 この契約約款に定めてない事項、あるいは疑惑が生じた場合は、当社と加入者はお互いに信義誠実の原則にたって円満に解決にあたるものとします。

（その他）

第 41 条 ワイワイひかりテレビサービスと当社が提供するワイワイひかりネット接続サービスまたは、ワイワイひかり電話（ケーブルプラス電話）を併せてご契約の場合は、ワイワイひかりテレビサービスが主契約となります。

- 附則（1）当社は、特に必要があるときには本契約に特約を付すことができるものとします。
- （2）利用料金の請求書及び領収書は発行しません。
- （3）本約款は下記の通り施行します。

令和 3 年 4 月 1 日制定・施行
令和 4 年 7 月 1 日改定・施行
令和 5 年 4 月 1 日改定・施行
令和 6 年 11 月 1 日改定・施行
令和 7 年 2 月 1 日改定・施行
令和 7 年 3 月 1 日改定・施行

（別表）料金表

1. 加入金 11,000 円
2. 工事費用

（2-1）基本工事費用

項目	料金	
外線工事費用	1,430 円×24 回支払	計 34,320 円
テレビ基本宅内工事費用	440 円×24 回支払	計 10,560 円

（2-2）その他の工事費用

項目	料金
録画機器の接続	2,200 円
STB 増設取付（増設工事のみの場合）	6,600 円
STB 増設取付（新規工事と同時の場合）	3,300 円
天井裏・床下・壁内配線	4,400 円
増幅器取付	14,850 円
2 分配工事	4,400 円
3 分配工事	6,050 円
2 台目以降の TV・録画機器調整	1,100 円

項目	料金
壁貫通（木造は基本工事費に含）	550 円
壁端子交換（フィルター有り）	2,750 円
モール取付（2.5m 毎に）	550 円
ハイパスフィルタ取付	770 円
ケーブル延長（10m 毎に）	1,100 円
室内プレート	1,100 円
点検及び補修費	実費
再開工事費	基本工事費

3. ワイワイひかりテレビサービス月額利用料金表

利用コース	端末台数	月額利用料	備考
プレミアム 4 K コース	1 台目	4,400 円	S T B および付属物の利用料を含みます。
	2 台目以降 1 台につき	2,420 円	
プレミアム 4 K 簡・録コース	1 台目	5,500 円	S T B および付属物の利用料を含みます。
	2 台目以降 1 台につき	3,520 円	
プレミアムブルーレイ II コース（レンタル）	1 台目	6,380 円	S T B および付属物の利用料を含みます。
	2 台目以降 1 台につき	4,400 円	
プレミアム 4K ブルーレイコース	1 台目	6,600 円	S T B および付属物の利用料を含みます。
	2 台目以降 1 台につき	4,620 円	
スマートテレビプラスコース	1 台のみ	9,790 円（1 ギガ） 11,220 円（10 ギガ）	インターネットサービスがセットとなったコースです。
スマートテレビプラス（地デジ）コース	1 台のみ	7,920 円（1 ギガ） 9,350 円（10 ギガ）	インターネットサービスがセットとなったコースです。
再送信コース	台数制限なし	880 円	S T B および付属物の貸与はありません。

4. 有料チャンネル月額利用料金表

対象/台数	番組名	視聴料金	備考
STB/1 台	WOWOW プライム/WOWOW ライブ/WOWOW シネマ	（株）WOWOW のサービス約款が適用されます。	
	スター・チャンネル	1,980 円	
	衛星劇場	2,200 円	
	東映チャンネル	1,650 円	
	V☆パラダイス	770 円	
	フジテレビ NEXT	1,760 円	4K・プレミアム各コースのお客さま
		1,980 円	スマートテレビプラス（地デジ）コースのお客さま
	KNTV HD	3,300 円	
	J SPORTS 4	1,430 円	
	グリーンチャンネル/グリーンチャンネル 2	1,100 円	2 チャンネルセット
	レインボーチャンネル/ミッドナイトブルー	2,970 円（セット）	単チャンネルでお申込みの場合、1 チャンネル当たり 2,530 円となります。
	アニメシアターX（AT-X）	2,180 円	
	Mnet HD	2,530 円	

5. 機器損害金

項目	料金（不課税）
プレミアム 4KSTB	30,000 円
プレミアム 4K 簡・録 STB	50,000 円
ブルーレイ II（レンタル）STB	90,000 円
4K ブルーレイ STB	90,000 円
C+STB-2	50,000 円

6. リモコン販売価格

項目	料金
リモコン（4K・プレミアム各コース）	2,750 円

7. 契約変更手数料

項目	料金
コース変更（機器交換無）	1,100 円
コース変更（機器交換有）	3,300 円
機器減設	3,300 円

8. NHK放送受信料

放送法、放送受信規約の金額に従う。（月額利用料金に含まれておりません。）団体一括支払いの割引有り

9. 解約/休止に伴う費用

基本工事費用の残債

10. 保安器（同軸ケーブル使用の場合）もしくは V－ONU 設置場所変更による外線工事費

保安器設置場所変更：34,320 円／V－ONU 設置場所変更：34,320 円

11. 延滞手数料 605 円/回

12. 休止管理費用 880 円/月

特別な表記がない限り全て税込価格で表示しております。

C A T V専用B－C A Sカード使用許諾契約約款 (KB0008G)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等(以下「C A T V用受信機器」といいます)には、デジタル放送を受信するためのI Cカード(C A T V専用B－C A Sカード)(以下「カード」といいます)が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(B－C A S社)(以下「当社」といいます)が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「J C T A」といいます)と契約し、J C T Aを経由してご加入のケーブルテレビ局(以下「C A T V会社」といいます)に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約(C A T V専用B－C A Sカード使用許諾契約)に基づいてお客様に貸与します。お客様がC A T V会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条(カードの使用目的)

このカードには、C A T V用受信機器を制御する集積回路(I C)が内蔵されており、ご加入のC A T V会社がカードの使用を認めたC A T V用受信機器において、ご加入のC A T V会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、B Sデジタル放送および110度C Sデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送(以下まとめて「放送サービス」といいます)を受信する目的で使用されます。

第2条(カードの所有権と使用許諾)

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条(カードの管理)

お客様は、このカードをC A T V用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条(カードの故障交換等)

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のC A T V会社に連絡してください。C A T V会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ①カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
- ②カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条(カードの破損、紛失、盗難等および再発行)

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のC A T V会社に連絡してください。C A T V会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条(カードの交換依頼)

カードの不具合やシステム変更(バージョンアップ)等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のC A T V会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条(不要になったカードの処置等)

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のC A T V会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条(禁止事項)

- このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のC A T V会社がカードの使用を認めたC A T V用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のC A T V会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。
2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
 3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
 4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条(損害賠償)

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条(約款の変更)

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ(<http://www.b-cas.co.jp>)に掲載します。

[別表] カード再発行費用

- 第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用2,255円以下でC A T V会社の定めによる
2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のC A T V会社へお支払いいただきます。